

令和5年度日立市介護サービス事業者懇談会 Q&A

No.	質問事項	回答
1	<p>①高齢者虐待防止委員会については居宅も併設事業所と同様、一緒に委員会にはいるべきか。 ②居宅内ミーティング、他法人事例検討会で定期的に話し合い等を行う形でもいいのか。</p>	<p>①居宅介護支援事業所においても当該委員会を設置いただく必要があります。その際、他の委員会等と一体的に設置・運営したり、他のサービス事業者と連携して行っても差し支えありません。 ②高齢者虐待防止に関する研修は、事業所の指針に基づいて作成された研修プログラムに従って実施されるものとなっております。研修の年間計画等で、「〇月に高齢者虐待防止に関連する事例検討会を行う」等の計画を立て、そのとおり実施できるのであれば、ミーティングや事例検討会でも差し支えないものと考えます。なお、これらの研修等を実施した際は、内容の記録が必要となります。</p>
2	<p>・予防支援事業者の届け出について、小規模多機能型も改めて届け出が必要か。(現在、予防も指定受けています)</p>	<p>居宅介護支援事業所が新たに介護予防支援を直接実施できるようになったことについての御案内ですので、すでに介護予防小規模多機能型居宅支援の指定を受けている事業所については届出を御提出いただく必要はありません。</p>
3	<p>・特定事業所の主任ケアマネの要件が兼務可能と見直しあり、私は障害支援専門員の資格を有しており事業所では指定も受けて運営している。今回、予防支援の兼務、また障害支援の業務もしたいが、よろしいか。 ※世帯の中に介護だけではなく障害の方も大勢抱えて住んでいる。今回の改正に伴い支援に従事して行きたいと考えている。</p>	<p>貴事業所からの、今回のお問合せについては「可能」と考えます。 算定要件(1)について、厚生労働省の通知では以下のとおりの解釈が示されています。当該通知に示される範囲外については、保険者の判断による部分となるため、本市においては「本来の業務に支障がなく、かつ特定事業所加算を算定するだけの意義が保たれているか」を判断基準に、事例ごとに検討いたします。 常勤かつ専従の主任介護支援専門員については、当該指定居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えないものとする。なお、「当該指定居宅介護支援事業所の他の職務」とは、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者からの委託を受けて指定介護予防支援を提供する場合や、地域包括支援センターの設置者からの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合等が考えられる。</p>
4	<p>①介護予防支援の指定を受けても、直接契約ではなく、委託での支援は可能か。それとも、指定を受けたら全て直接契約しないといけないのか。 ②直接契約となった場合、計画書や評価表など、今まで包括に提出していた書類の取り扱いはどうなるのか。プランにコメントをもらったり、包括への提出が必要か。</p>	<p>①②のいずれも、今後厚生労働省から詳細な指針が示された場合は変更となる可能性がありますので、以下の見解はあくまで現段階でのものとして御承知おきください。 ①指定を受けても、委託して支援することは可能と考えております。 ②直接契約した場合は、現行の要介護者と同様の取扱いとし、地域包括支援センターへの書類提出は不要と考えております。</p>
5	<p>①公正中立の確保に対する取り組みですが、厚労省が、ケアマネジャーの負担軽減も踏まえて見直しを行い、努力義務となったにも関わらず、日立市が今までと同様措置とする理由を知りたい。 ②措置ということであれば、今まで同様に上位3事業所の利用割合を作成し、利用者に説明、同意の署名、捺印を頂くということなのか。</p>	<p>①令和5年度に日立市がサービス利用者に対して実施していた「介護予防サービス満足度調査」のなかで、サービス事業所選択の自由について説明を受けたとの回答が58%に留まったことが背景にあります。本取組はこういった利用者本位のサービス提供にあたって有効な取組みであると考えられますので、御負担をおかけして申し訳ありませんが、御理解、御協力をお願いいたします。 ②現行通り、又は今回の制度改正において国が示している重要事項説明書に記載する等の形で対応をお願いいたします。 〈例〉 重要事項説明書 第●条 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。</p>

6	<p>要支援者と直接契約をした場合、居宅側が担当できなくなった時、どこが担当するのか。(居宅を閉鎖する場合や支援を持たない方針になったなどの場合)市との契約なので市が担当するか。</p>	<p>市は事業所の指定を行う立場であり、個々の契約には関与しません。居宅介護支援事業所側の理由で担当でなくなる場合、居宅介護支援事業所が責任を持って後継の居宅介護支援事業所を探すか、地域包括支援センターへの引継ぎを行います。</p>
7	<p>・居宅介護支援事業に関する説明(p23)の際、音声不安定でほとんど聞き取れなかった。ロングステイのこと等話していたような気がしますが、資料があっても補足説明していた大事な事が分からなかった。事務連絡だけでも資料が欲しい。</p>	<p>ロングショート等をする際、市への事前提出が必要となる書類については、期限までの御提出を改めてお願いいたしました。また、期限までの御提出が難しい際は、市への事前の御連絡をお願いいたします。</p>
8	<p>・今回の改正で身体拘束等の原則禁止のほかに運営規程に記載すべき事項はあるのか。</p>	<p>・令和6年度の制度改正において、運営規程に記載すべき事項は「虐待防止のための措置に関する事項」になります。 規程すべき事項は下記の項目になります。 ①事業の目的及び運営の方針 ②従業員の職種、員数及び職務内容 ③営業日及び営業時間 ④利用定員 ⑤サービスの内容及び利用料その他の費用額(法定代理受領サービス料、法定代理受領サービス外の利用料、その他のサービスに係る費用) ⑥通常の実施地域 ⑦利用にあたっての留意事項(利用者側が留意する事項) ⑧緊急時等における対応方法⑨非常災害対策(具体的計画) ⑩虐待防止のための措置に関する事項 ⑪その他の運営に関する重要事項</p>
9	<p>①指定予防支援事業所の説明の際に、居宅届出に包括印不要と説明があったが、委託の場合も同様の取り扱いになるのか。 ②モニタリング実施方法において、テレビ電話措置等の活用とあるが、その確認手段の変わりにデイ事業所等での面会モニタリングは対象となるか。 ③公正中立性の確保に関して、確認方法は書面での説明による署名で無いといけないのか。または、説明したという内容を支援経過に記載する方法でも良いか。</p>	<p>①包括印を廃止した場合でも、地域包括支援センターと連携する体制は維持できるものと考えておりますので、委託の場合も同様に、包括印を不要といたします。 ②今回の法改正においては、居宅でのテレビ電話等によるモニタリングについてのみ言及されております。御質問の状況については、テレビ電話等の活用に関わらず、御本人の事情でどうしても居宅では面会できない場合に、臨時措置として行うものと思われま。その場合、支援経過にも御本人のやむを得ない事情で居宅での面会ができなかった旨を記載いただきます。 ③御負担をおかけして申し訳ありませんが、現行通り、書面にて説明し、署名をいただくか、今回の制度改正において国が示している重要事項説明書に記載する等の形で対応をお願いいたします。 〈例〉 重要事項説明書 第●条 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。</p>
10	<p>認定調査の件数増加で認定の遅れが年末頃から多くなっている。原則30日以内の認定の為、居宅の調査委託の依頼に留まらない対策を積極的に検討していただきたい。</p>	<p>本市においても、調査員の月当たりの調査件数を臨時的に増やすことを初めとした取組みを行っておりますが、合算申請終了の影響と思われる申請件数の急増から、御指摘の状況となっております。各居宅介護支援事業所には御負担をおかけすることとなりますが、1日でも早く要介護等認定をするため、1件でも多く委託を受けていただきたいと思います、御案内いたしました。何卒本市の状況を御理解いただき、御協力をお願いできればと思います。</p>